

# ちゅうおう

第203号 2023年



長崎県B&Wショウ グランドチャンピオン  
R5.3.29 (長崎県立諫早農業高等学校出品)

## 長崎県県央振興局農林部 (中央家畜保健衛生所)

〒854-0063 長崎県諫早市貝津町3118

TEL 0957-25-1331 (代) (休日、夜間も携帯電話に転送されます)

FAX 0957-25-1332

E-mail 衛生課 : s34500@pref.nagasaki.lg.jp

防疫課 : s34510@pref.nagasaki.lg.jp

検査課 : s34520@pref.nagasaki.lg.jp

[防疫課]



[HP]



HP : <http://www.pref.nagasaki.jp/section/ko-chuokatiku/index.html>

- [目次]
- P.2… 高病原性鳥インフルエンザの発生が継続しています！
  - P.3… 飼養衛生管理基準の遵守率向上を！(豚編)  
県外導入牛はヨーネ病検査が必要です！！
  - P.4… 令和4年度病性鑑定実施状況  
捕獲野生いのししにおける豚熱・アフリカ豚熱検査状況
  - P.5… 令和4年度凍結精液利用状況について  
和牛の遺伝子資源を保護するために
  - P.6… 職員紹介

# 高病原性鳥インフルエンザの発生が継続しています！



## ○高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）発生状況 （令和5年4月25日現在）

令和4年12月22日に佐世保市の採卵鶏農場で、県内初めての発生が確認されましたが、全国的には26道県で84事例と、過去最大の被害となっています。特に、渡り鳥ではないカラスでの感染が多数確認されている北海道では、4月に入ってから家きんでの発生が確認されています。九州でも、3月に福岡県のカラスや鹿児島県のナベヅルで陽性が確認されるなど、今なお環境中にウイルスが存在する可能性が否定できないことから、もうしばらくは警戒態勢を継続する必要があります。

## ○発生農場での疫学調査結果と農場の再確認

国の発生農場における疫学調査結果（1～16、20、22例目）が公表され、飼養衛生管理基準の不備が多数指摘されています。

項目によっては、複数の事例で同様の指摘がなされたものもあります。発生リスクを少しでも減らすために、下記の項目について日頃から点検を行い、不備がある場合には速やかに改善をしてください。



## 疫学調査での不備項目（□にチェックを付けましょう）

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 従業員の鶏舎での長靴交換、手指消毒の不備（消毒スプレーが空） | <input type="checkbox"/> 外来者の衛生管理区域立入時の更衣、長靴履き替えの不備 |
| <input type="checkbox"/> 防鳥ネットの破損                       | <input type="checkbox"/> 衛生管理区域の衣服・長靴の外部での使用        |
| <input type="checkbox"/> 鶏舎の扉閉鎖時に隙間が発生                  | <input type="checkbox"/> 衛生管理区域入口での車両消毒不備           |
| <input type="checkbox"/> パイプラインからの餌のこぼれと清掃不備            | <input type="checkbox"/> 給与水の消毒不備                   |
| <input type="checkbox"/> 排気ファンからの野生動物の侵入防止対策の不備         | <input type="checkbox"/> 給与水のタンクの蓋が不十分              |
| <input type="checkbox"/> 鶏舎入口における動線の交差                  | <input type="checkbox"/> 死体ならびに破卵の堆肥舎への放置           |
|   | <input type="checkbox"/> 堆肥舎の防鳥ネットの不備               |
|   | <input type="checkbox"/> 家保への速やかな通報の遅れ              |

※チェック項目がある場合には、速やかに改善をお願いします

## 鶏糞の取り扱いについて

- HPAIが発生した場合は、鶏卵や鶏糞、飼料等も汚染物品として埋却の対象となります。鶏糞の過度な堆積は、防疫作業に多大な労力と時間を要し、封じ込めに支障をきたす恐れがあります。
- 特に、採卵鶏農場については、鶏舎内の鶏糞はこまめに堆肥舎等へ搬出するよう努めて下さい。
- 特に、この時期に堆肥の利用又は流通の促進を図り、堆肥舎のスペース確保にも努めて下さい。
- HPAI発生時の防疫作業において、鶏舎清掃時の重機の操作などについてご協力をお願いします。

# 飼養衛生管理基準の遵守率 向上を!(豚編)



国内においては、豚熱が散発的に確認されており、また、隣国の韓国をはじめとするアジア諸国では、アフリカ豚熱の発生が今なお確認されています。

昨年度の飼養衛生管理基準の確認において、特に以下の3項目の遵守率が低くなっていますので、あらためて農場の対応について見直しをお願いします。

## 16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

→特に交差汚染防止対策に不備が認められています。一方通行のような措置が難しい場合は、**①専用衣服の分離保管、②更衣前後の手指の消毒、③衛生管理区域入口での履き替え前後の靴底の消毒（消石灰乳で20秒以上浸漬）**を行ってください。

## 17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

→区域内に入る車両については、消毒を徹底するとともに、車内での交差汚染を防止するために、**農場専用のフロアマットの設置等**を行ってください。

## 26 畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。

→**各豚舎ごとに長靴を設置**し、豚舎に入る際には、確実に履き替えを行ってください。また、移動や出荷の際には、豚舎内外で作業者を分け、交差がないように注意してください。



# 県外導入牛はヨーネ病検査が必要です!!

○家畜伝染病予防法第5条第1項に基づき、県外から導入された搾乳牛、繁殖牛（種雄牛含む）はヨーネ病検査を受けることが義務づけられています。

ヨーネ病とは、ヨーネ菌の感染によって、慢性の水様性下痢、泌乳量の低下、消瘦等の症状を示す疾病です。発症までの数か月から数年間は明確な症状を示さず、不顕性感染を特徴とする疾病です。そのため、本病の感染直後は見かけ上健康にみえるため、気付かずに導入してしまうと農場がヨーネ菌で汚染されます。

自身の農場をヨーネ病から守るため、県外から牛を導入する場合は、計画段階で家畜保健衛生所に連絡し、ヨーネ病の検査を必ず受けてください。

# 令和4年度病性鑑定実施状況



令和4年度の検査依頼は、牛120件、馬1件、豚77件、鶏86件、いのしし72件の合計356件でした。主な疾病は表のとおりです。

( )は件数

畜種	診断名
牛	ヨーネ病(3)、牛ウイルス性下痢(1)、サルモネラ症(2)、牛マイコプラズマ肺炎・牛バスタツレラ症(2)、牛マイコプラズマ肺炎(1)、アスペルギルス症・子牛虚弱症候群(1)、先天性奇形(1)、慢性肝炎(1)、過誤腫(2)、漏斗部嚢胞(1)
豚	サルモネラ症(2)、サルモネラ症・豚鞭虫症(1)、豚レンサ球菌症・PRRS(1)、PRRS(1)、心タンポナーデ(PRRSVの関与を疑う)(1)、豚胸膜肺炎(PCV2の関与を疑う)(1)、豚増殖性腸炎(1)、豚レンサ球菌症・PCVAD(1)、浮腫病・ロタウイルス病(1)、クリプトスポリジウム症(1)、豚レンサ球菌症(2)、浮腫病(1)、豚大腸菌症(浮腫病を疑う)(1)、T細胞性リンパ腫(1)
鶏	高病原性鳥インフルエンザ(1)、鶏大腸菌症・IBD(1)、鶏痘(皮膚型)(1)、Enterococcus cecorumによる化膿性脊椎炎(1)、ヒストモナス病・鶏大腸菌症・細菌性卵管炎・化膿性卵巣炎(1)、鳥バスタツレラ症(1)、鶏白血病(1)

令和4年度は本県で初めて高病原性鳥インフルエンザが確認されたほか、ヨーネ病やサルモネラ症の発生が多くみられました。また、PRRSやIBDは毎年発生が確認されています。家畜伝染病の発生予防のため、農場へ出入りする人や車の消毒を徹底するなど、引き続き飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

## 捕獲野生いのししにおける豚熱・アフリカ豚熱検査実施状況



令和4年3月、山口県の野生いのししで豚熱の感染が初めて確認されて以降、山口県内での発生地域は拡大し、感染拡大のスピードが遅い場合でも令和5年10月には下関まで感染が及ぶとの予測もあり、豚熱が県内に侵入するリスクは日に日に高まっています。

また、新型コロナの水際対策が緩和され、海外からアフリカ豚熱が侵入するリスクは格段に高くなると予想されます。

そのような中、本県では市町や猟友会等の関係機関から協力を頂き、捕獲野生いのししの豚熱・アフリカ豚熱の検査を実施しています。令和4年度は計画頭数を上回る312頭の捕獲野生いのししについて検査を実施し、両ウイルスとも陰性であることを確認しています。今後も継続して検査を行い、豚熱・アフリカ豚熱の早期摘発に努めます。

〈令和4年度県内いのしし検査状況〉

地域	計画	実施頭数	実施率
県央	73	79	108%
県南	65	130	200%
県北	55	44	80%
五島	46	46	100%
対馬	60	13	22%
全体	299	312	104%

# 令和4年凍結精液利用状況について

令和4年の管内凍結精液利用本数は6,793本で、そのうち長崎県有種雄牛は6,009本でした。

種雄牛別利用状況ベスト10では、上位9頭が長崎県有種雄牛で、「勝乃幸」がトップに返り咲き、新しい種雄牛「真之介」、「幸男」がそれぞれ3位、5位にランクインしています。



〔種雄牛別利用状況〕

〔所有者別利用状況〕

順位	名号	所有者	授精回数	シェア (%)	変動 (昨年順位)	所有者	授精回数	シェア (%)
1	勝乃幸	長崎県 (県有)	1,836	27.0	↑ (2)	長崎県 (県有)	6,009	88.5
2	金太郎3	長崎県 (県有)	1,303	19.2	↑ (3)	鹿児島県	532	7.8
3	真之介	長崎県 (県有)	838	12.3	↑ (—)	鳥取県	132	1.9
4	百合幸	長崎県 (県有)	699	10.3	↓ (1)	家畜改良事業団	106	1.6
5	幸男	長崎県 (県有)	516	7.6	↑ (—)	北海道	9	0.1
6	弁慶3	長崎県 (県有)	257	3.8	→ (6)	北海道	5	0.1
7	晴太郎	長崎県 (県有)	147	2.1	↓ (3)	計	6,793	100
8	晴久	長崎県 (県有)	127	1.9	↓ (4)			
9	美津洋	長崎県 (県有)	80	1.2	→ (9)			
10	若百合	鹿児島県	72	1.1	↑ (—)			

## 和牛の遺伝子資源を保護するために

精液・受精卵の流通管理を徹底しましょう

### ○精液・受精卵の譲渡・使用には正しい証明書が必要です。

- ・容器と証明書の記載内容が一致するよう適切に区分管理をしてください。
- ・証明書の記載事項（譲渡・経由の確認欄を含む）は正しく記載してください。
- ・精液・受精卵のみ又は証明書のみでの譲渡はできません。
- ・精液・受精卵の保管場所を施錠する等盗難防止措置を講じてください。

### ○家畜の改良増殖には血統の正確な記録が必要です。

- ・家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、適切に記載や保存をしてください。
- ・家畜人工授精、受精卵移植を行った際は、授精証明書の作成を依頼しましょう。

### ○授精証明書・移植証明書は登記等に必要な証明書です。

- ・精液証明書等を適切に貼り付けてください。
- ・交付した写しを5年間保管してください。

県有種雄牛凍結精液譲渡契約者の皆様は改めて契約書を確認いただき、契約内容についても把握していただきますようお願いします。

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省  
ホームページ

# 職員紹介

所長



(県央振興局農林部)  
副部長(参事監)  
岩永 俊一

衛生課



衛生課長  
谷山 敦



会計年度任用職員  
久松 美晴

〈指導班〉



主任技師  
清浦 邦彦  
防疫課から転入



会計年度任用職員  
深田 信介

防疫課



防疫課長  
森田 光太郎

〈肉牛酪農班〉



専門幹  
早稲田 万大



係長(副参事)  
大曲 祥之



主任技師  
中川 竜太郎  
対馬家保から転入

〈養豚養鶏班〉



専門幹  
高山 裕介  
県南家保から転入



主任技師  
川崎 洋平



主任技師  
牧野 央孝  
五島家保から転入

検査課



検査課長  
石丸 憲二

〈病性鑑定班〉



係長  
酒井 芳子



係長  
鬼塚 伸幸



主任技師  
寺山 好美



主任技師  
秦 祐介



主任技師  
前田 将誌

長崎県  
畜産協会

中央支部  
野田 えりか



お世話になりました

- ・松田 廣志 (防疫課 養豚養鶏班 専門幹) → 県北家畜保健衛生所 衛生課 指導班 専門幹
- ・浦川 了 (衛生課 指導班 係長) → 五島家畜保健衛生所 家畜衛生課 衛生班 係長
- ・後田 徹志 (防疫課 肉牛酪農班 主任技師) → 県南家畜保健衛生所 衛生課 指導班 係長
- ・久保翔太郎 (防疫課 養豚養鶏班 主任技師) → 畜産課 家畜衛生班 主任技師